

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野原市社会福祉協議会の役員・評議員、顧問、各種委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬として月額50,000円を支給する。
- (2) 会長を除く役員、評議員、顧問及び各種委員会等の構成員については、報酬を支給しないこととし、役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費及び日当1,500円の費用弁償を行うものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員、評議員、各種委員等が、その職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定に関わらず、本会旅費規程により、旅費に相当する費用弁償を行うものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬等の支給時期は、毎月17日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定め

る報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月23日から施行し、平成17年2月13日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。